

教 育 福 祉 委 員 会 会 議 録

開会日	令和2年9月9日（水）午前9時30分
閉会日	令和2年9月9日（水）午後0時15分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 大島令子 副委員長 なかじま和代 委 員 伊藤真規子 岡崎つよし 加藤和男 木村さゆり 野村ひろし わたなべさつ子
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 吉田一平 総務部長 中西直起 次長（行政・財政担当） 加藤英之 行政課長 若杉雅弥 福祉部長 川本晋司 次長（福祉・長寿担当） 青木健一 長寿課長 粕谷庸介 課長補佐（いきいき長寿・地域支援担当） 兼地域支援係長 稲垣道生 いきいき長寿係長 富田昌樹 子ども部長 門前 健 次長 飯島 淳 子ども家庭課長 出口史朗 主幹 浅井雅代 課長補佐（家庭担当）兼家庭係長 鈴木晶子 課長補佐（療育支援担当）兼療育支援係長 岡藤彰彦 教育部長 角谷俊卓 次長 山端剛史 教育総務課長 貝沼圭子 施設係長 日置桂敬 指導主事 谷村秀史 計 20 人
職務のため出席した者の職氏名	議長 青山直道 議会事務局長 水野敬久 専門員 村瀬紗綾香
会議録	別紙のとおり

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

市長 あいさつ

議案第 63 号 長久手市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について

子ども家庭課長 議案第 63 号について説明

野村委員 子どもの預かり事業の職員体制はどのようになるか。

子ども家庭課長 保育士が 3 人、補助員が 2 人、事務職員が 1 人の予定である。保育士は市の職員を配置、補助員はシルバー人材センターからの派遣で対応する。

野村委員 子どもを受け入れる時間と利用料金はどのようか。

子ども家庭課長 受け入れ時間は月曜日から金曜日の午前 9 時から 12 時と、午後 1 時から 4 時までである。利用料金は、子ども 1 人 1 時間あたり 500 円である。

大島委員 広報 9 月号の 14 ページに子どもの預かり事業として簡単な内容が載っており、詳細は市ホームページへとあるが、市ホームページにはすでに詳細な内容が掲載されているか。また、1 歳の誕生日から小学校就学前までの子どもが対象であり、子ども 1 人 1 日 3 時間まで、月 4 回まで利用可とした理由はどのようか。

子ども家庭課長 市ホームページにはすでに詳細を掲載している。

利用の制限を設けた理由は、子どもの預かり事業を広く多くの人に利用していただきたく、一部の人に偏りがないようにするためである。

大島委員 子どもの預かり事業は生きがいセンター内の 1 部屋を改装して実施することと、条例によればこの部屋は子育て支援センターの別館となるが、生きがいセンターの指定管理についてはどのようになるか。

子ども家庭課長 生きがいセンターの指定管理者であるシルバー人材センターと長寿課、子ども家庭課で協議を行い、生きがいセンター 1 階の作業室を改装して子どもの預かり事業を実施することとし、この部屋は既にシルバー人材センターの指定管理から除外している。

大島委員 トイレは生きがいセンターの利用者と共用であるし、プラザ憩や休憩室などを子どもの預かり事業の利用者が訪れることもあるかと考えられる。市として何か配慮することはあるか。

子ども家庭課長 子ども用のトイレは部屋の中に設けるが、大人用のトイレは生きがいセ

ンターの利用者と共用することになる。生きがいセンターの利用者に理解をいただけるよう、これからシルバー人材センターと協議していく。

わたなべ委員 子どもの預かり事業について、どのような利用者を想定しているか。

子ども家庭課長 小学校就学前の子どもが対象である。また、虐待防止の目的もあり、心配な家庭の子どもを預かることも想定している。

加藤委員 利用申込の方法について、当日の受付は可能であるか、前もって予約が必要か。

子ども家庭課長 利用日の前月の1日から前日までの予約が必要であるが、緊急でどうしても利用が必要な場合に、当日受け入れができる枠も設けている。

利用の前に、利用者登録をしていただく。

木村委員 1日何人まで預かることができるか。

子ども家庭課長 定員は、1度に10人までである。

わたなべ委員 虐待防止の目的もあるとのことだが、市が親と面談している間や、保健センターで健診受診中などにも子どもの預かり事業の利用ができるということではどうか。

子ども家庭課長 虐待防止についてはいろいろなケースが考えられる。面談中や健診受診中等の預かりは想定している。

なかじま委員 双子や3つ子などの多胎児は無料と市のホームページに載っていたが、兄弟は無料にならないか。

子ども家庭課長 多胎児は無料ではなく、子ども1人分の料金が必要である。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第67号 長久手市児童発達支援センターの指定管理者の指定について

子ども家庭課長 議案第67号について説明

行政課長 資料に基づき、指定管理者選定委員会の採点結果を説明する。滝の坊学園は平均点が84.07点、2者目の平均点は72.16点、3者目の平均点は

58.76点であり、この結果を受け指定管理者選定委員会において学校法人滝の坊学園を指名候補者とした。

加藤委員 学校法人滝の坊学園はどのような法人か。

子ども家庭課長 みよし市で三好桃山幼稚園を運営しており、その他に保育園を4園、別の法人で放課後等デイサービスの事業所を運営している。

加藤委員 児童発達支援センターの運営実績はあるか。

子ども家庭課長 今回が初めてであると聞いている。

岡崎委員 指定管理者の募集にあたって、どのように周知したか。

子ども家庭課長 市の広報やホームページへの掲載に加え、市内及び近隣市町の障害児通所施設を運営する法人88者、保育園、保育所、幼稚園を運営する法人30者の合計118法人に対して案内を送付した。

岡崎委員 申請受付期間は適切であったか。

子ども家庭課長 申請受付期間は4月7日から5月25日までの1か月半程度であり、十分であったと考えている。

岡崎委員 申請受付期間中に、事業者からの問合せは何件くらいあったか。

子ども家庭課長 4者からの問合せがあり、そのうち3者から応募があった。

大島委員 指定管理料の上限を4,000万円、令和3年度については期間が半年なので上限2,000万円としているが、障害児通所給付費としてはどのくらいの金額が指定管理者へ入る見通しか。

市内には通所受給者証を持っている就学前の子どもが76人いるとのことだが、利用率の見込みはどのくらいか。

課長補佐（療育支援担当）兼療育支援係長

令和3年度については、定員30人に対して66パーセント程度の利用を見込んでいる。障害児通所給付費は、さまざまな加算条件があり正確には言えないが、最低限の条件で見込むと年間5,500万円ほど、令和3年度については半年なのでその半額くらいの収益があると考えられる。

令和3年度の指定管理者の収入の合計は、指定管理料の2,000万円と給付費の約2,250万円に保護者負担額を加え、4,700万円程度になる。

通所受給者証の交付数は76人であるが、全ての子どもが利用するわけではない。また利用の頻度については保護者が自由に選択をするので、必ずしも毎日通うわけではなく、週1日とか週2日の通所ということもある。定員30人は妥当であると考えている。

大島委員 給食について、調理室は上郷保育園との兼用となっており、仕様書では原則として、市が指定する方法で食材等を購入した上で、調理事業者へ委託するとなっている。

指定管理者が調理事業者を探して委託し、委託業者が上郷保育園と兼用の調理室で調理をするということか。

課長補佐（療育支援担当）兼療育支援係長

給食は上郷保育園と同じ事業者による提供を想定しているの、仕様書上は「市が指定する方法で」という記載になっている。

大島委員 送迎用のバスは市が購入し、運行業務や保険等にかかる費用は指定管理者が支払うということだが、どのようなバスを何台購入するか。費用はいくらか。また、運転に際して特別な資格は必要か。

子ども家庭課長 どのような送迎車を購入するかについてはこれから検討するところである。指導員が同乗する。運転手に特別な資格は必要ない。

岡崎委員 施設開所までの今後のスケジュールはどのようなか。

子ども家庭課長 この議案が可決されたら、10月に指定管理の告示をし、その後事前準備として備品の選定、購入をする。令和3年3月に工事を完了し、備品の搬入を行う。令和3年度の上半期に愛知県障害福祉課に事業所の指定申請手続を行い、指定管理者と基本協定、年度協定を締結、令和3年10月1日開所の予定である。

岡崎委員 指定管理導入後の事業評価はどのように実施するか。

子ども家庭課長 市が必要に応じて施設の維持管理や経理状況に関して調査する随時モニタリングと、指定管理者が通所者にアンケート等を行うセルフモニタリングを実施する。

岡崎委員 モニタリングの結果、市の要求基準を満たしていない場合は、指定管理の取り消しもあり得るか。

子ども家庭課長 指定管理者に対して改善の指示をした上で、その指示に従わない時には指定管理の取り消しや管理業務の停止を命じることもある。

わたなべ委員 長久手市児童発達支援センターの職員構成はどのようなか。職員の募集はどのように行うか。

子ども家庭課長 仕様書に記載の人員配置は、常勤の管理者1人、常勤の児童発達支援管理責任者1人以上、嘱託医1人以上のほか、保育士と児童指導員は常勤、非常勤合わせて10人以上としている。また、非常勤の職員として栄養士が1人以上、看護師が1人以上、事務職員が1人以上である。

人員については、基本的には指定管理者が法人内の人材で対応するか、新規に募集して確保するということになる。

伊藤委員 指定管理者の募集について、障害児通所施設を運営する法人に周知したということだが、学校法人が指定管理者となるにあたって、児童発達支援センターの体制等、何か変更した点はあるか。

子ども家庭課長 特に変更した点はない。

わたなべ委員 利用者は障がいを持っているということで、すでに保健センターや医療機関とのつながりがあると考えられる。児童発達支援センターとの連携についてはどのように考えているか。

主幹 障がい児は全員、保健センターでの健康診断を受診しており、発達に不安のある子どもに対していろいろな教室を実施してきたが、現在設置の準備中である（仮称）発達支援室が稼働したら、今後はできるだけ早くつなげていきたいと考えている。また医療機関で管理している染色体異常等のある子どもについても、保健センターと連携を強化して支援できるような仕組み作りを行っているところである。

今年 12 月に行う障がい者自立支援協議会で、児童発達支援センターを含めた長久手市全体の療育支援体制の考え方を示し、学校や保育園、幼稚園とも連携がとれるよう周知していきたいと考えている。

野村委員 指定管理者に応募のあった 3 者の中では滝の坊学園が最高点であるが、決定するのに問題ない法人と考えてよいか。

子ども家庭課長 滝の坊学園は、人間の多様性の尊重や地域社会への参加や包容、いわゆるインクルージョンの観点を踏まえた療育を提供できる能力を持っている。また児童発達支援センターは本市で初めての施設であり、障がいのある児童に対して継続した支援を行うためには財政基盤がしっかりしていることが必要なことから、滝の坊学園は適当であると考えている。

野村委員 長久手市児童発達支援センター設置に係る作業部会で、指定管理にすれば専門性が担保されるという単純なものではなく、安定した人材確保ができる保証はないとの意見があった。保護者にとっても子どもにとっても、一番大事なものは接する職員である。

そういう点からも、滝の坊学園は適切な人材確保ができると考えてよいか。

主幹 幼稚園や保育園の経営で多くの人脈があり、適切な人材確保ができると確信している。

大島委員 施設運営の重要な役職である児童発達支援管理責任者にはたくさんの要件がある。また理学療法士や言語聴覚士といった専門職についても、児童発達支援センターの運営が初めてである滝の坊学園が確保しなくてはならない。みよし市には子ども発達支援センターのように相談できる場所があるが長久手市にはないので、市も相当な協力をしないと 1 年間の準備期間で開所できないのではないか。

主幹 児童発達支援センターには、言語聴覚士や機能訓練士等の専門職の配置

は考えていない。現在設置の準備中である市直営の（仮称）発達支援室の方に専門職を置き、主治医や保育園、保護者も含めて、その子にとって最良の働きかけを検討していきたいと考えている。

大島委員 開所するまでに、インターネットの接続環境やAEDの設置、車の保険等、指定管理者が準備するものが出てくると思うが、その費用はどのくらい想定しているのか。

通園児に対する傷害保険については、指定管理者が負担するのか。それとも各家庭が負担するのか。

課長補佐（療育支援担当）兼療育支援係長

通園児に対する傷害保険は指定管理者側が負担するものである。

児童発達支援センターは法定業務であることから、長期の準備期間や準備金については想定しておらず、指定管理料から支出するものと考えている。

大島委員 指定管理者選定委員会の委員構成についてはどのようなか。

行政課長 大学の教授や弁護士、税理士などの学識経験者6人と、公募による市民2人の合計8人である。市の職員は含まれない。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

<午前10時31分休憩>

<午前10時40分再開>

請願第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願

なかじま委員（紹介議員）請願第1号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、採択

所管事務調査

1 N-タク実証実験結果と今後の移動支援策について

長寿課長 資料に基づき、N-タク実証実験の概要と、乗車時アンケート、事後アンケート及び移動日誌の結果概要について説明。

N-タクの運行は、最寄りの駅やバス停までの徒歩移動が困難な人のための移動支援が目的であり、徒歩移動が困難と感じる人の割合が高くなる75歳以上を主な対象として実証実験を行った。

しかし、実験の結果、N-タクがない場合は既存の公共交通機関を使う人が多くを占め、N-タクの運行によって新たに外出するようになった人は少なかった。N-タクは、既存の公共交通機関の運行本数や運行時間帯の空白を補完する手段として活用されたと考えられる。

N-タクの運行目的に沿った利用者層の移送を実現するには、移動困難者の登録を厳格にする必要があるが、その判別は非常に難しい。現状の方法では、既存の公共交通機関との棲み分けが十分にできず、N-バスの利用者とも重複することから、税の二重投資になる。

今後、本当に移動支援が必要な対象者の発掘や、手段の見直しが必要であると考えている。

なかじま委員 モニターとして利用した人のうち、無料の20回を使い切って、さらに300円を自己負担して利用した人は何人か。

長寿課長 そういう利用者がいたことは把握しているが、人数はわからない。

大島委員 アンケートの回収率が低いがどうしてか。アンケートの実施について、運行委託業者に徹底されていなかったのか。

長寿課長 委託業者には、利用者全てにアンケートを実施するよう指導していたが、利用者の中にはアンケートを書きたくない人がいて、結果としてこのような回収率になった。

大島委員 2回の実証実験を行い、実験結果を総括するとどのようか。

長寿課長 1 回目の実証実験の反省点を踏まえ、2 回目の実証実験では、事業の趣旨や利用方法を周知することができる人に、リハーサル期間を設けて自由に乗車していただき、移動支援が必要と思われる人に事業の詳しい説明を行ったが、結果として 184 人しか利用しなかった。

現在のままでは、他の公共交通機関の利用者が、ドアツードアの非常に便利で安価な N-タクに流れてしまうため、本格運行に踏み切ることはできないと考える。

大島委員 一般のタクシーも、最近はセダン型ではなく、広くて乗りやすい型が増えていたり、IC カードでの支払いができたりと、利便性が高くなっている。

N-タク実証実験を実施したことで、一般のタクシー利用者にも派生したメリットについて、委託業者から話はないか。

長寿課長 委託したあんしんネットあいちからは、そういった情報はない。

伊藤委員 登録者数と実利用者数の差の 162 人について、登録をしたのに乗らなかった理由は何か。

長寿課長 理由までは調査していないので実際にはわからないが、1 回目の実証実験では利用者が少なく、タクシー 3 台がほとんど事業所で待機している状況であったため、2 回目の実証実験では車の台数を 1 台減らし、かつ 2 週間先まで予約できるようなシステムに変更した。そのため予約が殺到して、電話がつながりにくかったり先に予約が埋まっていたりして利用を断念する人が多かったと聞いている。

加藤委員 実証実験を委託したあんしんネットあいちは、現在乗り合いタクシーの運行をしているか。

長寿課長 乗り合いタクシーは運行していない。

加藤委員 65 歳以上に配布しているマナカチャージ券をタクシー券に変えるなど、別のサービスについて考えはあるか。

長寿課長 安心安全課が、来年度からの N-バスの路線再編と、65 歳以上の乗車有料化に向けた検討をしているところである。その検討事項の中に定期券の発行があり、合わせて高齢者の移動支援ができないか、協議中である。

加藤委員 具体的にはどのような内容になるか。

長寿課長 まだ担当課の間で協議中であり、詳細は決定していない。

2 高齢者健康評価事業の進捗状況について

長寿課長 資料に基づき、高齢者健康評価事業の概要と、進捗状況について説明。

高齢者健康評価事業は、新型コロナウイルス感染症対策の影響により高

高齢者の生活が不活発になりがちで、心身状態の悪化が懸念されるため、生活状況についてアンケートを行って結果票を送付することで、高齢者自身が健康状態の維持、改善を意識して日常生活を送ることができるようにするものである。

市内 65 歳以上の要介護・要支援認定者、総合事業対象者及び 75 歳以上の人を対象に、令和 2 年 7 月 6 日にアンケートを送付、7 月 17 日にアンケート回答の締め切り、集計作業の後に結果票を作成して、9 月 4 日に結果票を送付した。心身機能が高い人ほど、「体調の悪化はない」又は「どちらともいえない」との回答が多い傾向である。

9 月末頃に、委託事業者から分析結果が提出される予定であり、今後の施策形成等に活用していく。

なかじま委員 要介護認定者の回答率が 49.2 パーセントと低いことが心配であるが、どう考えているか。

課長補佐（いきいき長寿及び地域支援担当）兼地域支援係長

アンケートは基本的に本人宅に送付したが、介護保険等の通知の送付先を家族に指定している人については、家族に送付した。本人が回答できない場合は家族が代理で回答していただくよう付記したが、協力いただけない人もいて、健常者と比べると回答率が低くなったと考えている。

野村委員 人数は少ないながら、健康状態が悪化したと回答した人もいる。この人々たちに対し、個別に訪問するなど、何か対応することはないのか。

課長補佐（いきいき長寿及び地域支援担当）兼地域支援係長

現時点では、まず高齢者自身が自分の健康状態を意識していただくことを目的に、結果票を送付した。

今後、結果分析をして、新型コロナウイルス感染症の影響によってどんな人の生活機能が低下し、それぞれどんなアプローチが必要かを検討する。また、新型コロナウイルス感染症の影響に関わらず、高齢者の健やかな生活を支える施策、対策全般のために、調査結果を活用していく。

3 小中学生の家庭におけるオンライン学習環境のアンケート結果を踏まえた今後の対応について

教育総務課長 資料に基づき、アンケート結果について説明。

令和 2 年 6 月末に、市内の小中学生がいる全家庭を対象に、現時点での各家庭のインターネット環境を大まかに把握するため、アンケートを実施した。

アンケートの回収率は小中学校とも 9 割であり、約 2 パーセントの家庭

がインターネットを利用できないとの回答であった。インターネットを利用する際にWi-Fiが利用できない家庭は約1パーセントであった。通信量の制限については、無制限と回答した家庭が約80パーセント、制限がある又は使用した分と回答した家庭が数パーセント、わからないと回答した家庭は15パーセント程度であった。

アンケートの結果、家庭でのオンライン学習を目指す上で、家庭のインターネット環境の整備が必要であり、その家庭数や環境などの概要を確認することができた。

今後の検討事項として、モバイルルーターの費用負担、貸与などの方法や範囲、各家庭の通信料負担などのほか、タブレットのセキュリティ制限、児童生徒への情報モラル教育、それを教える教員の研修などが必要となる。

段階的にオンライン学習ができる環境を整備していく。

岡崎委員 さまざまな課題があつてオンライン学習ができるようになるには時間がかかるとのことだが、教育の大前提として、機会は平等かつ公平に与えられなければならないことは念頭に置いているか。

教育総務課長 義務教育であるし、子どもたちに平等に機会を与えるべきことは重々承知している。

大島委員 保護者あての通知の内容がざっくりとしていて、保護者が完全に理解した上でアンケートに回答できたかどうか疑問である。どう考えているか。

教育総務課長 今回のアンケートは、まずは家庭のインターネット環境の現状を検討するための材料とすることが目的であった。通知の文面からは、理解できないまま回答したことも考えられる。

大島委員 スマートフォンもインターネットに接続できるが、インターネットを利用できるとの回答の中にスマートフォンは含まれていないか。

教育総務課長 スマートフォンや携帯電話も含め、全くWi-Fiが使えない状況の家庭がどれくらいあるかということ把握したいと考えていたので、含まれていても問題ない。

大島委員 家庭でのオンライン学習をどのような形で行うのか、もう少し綿密な想定がされないと、今回のアンケート内容では不十分と考えるがどうか。

教育総務課長 今後検討を進めていく中で、保護者の方々の考えも含めて考えていく。

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午後0時15分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和2年9月9日

教育福祉委員会委員長 大島令子